

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、その他当社を取り巻くあらゆるステークホルダーの利益を尊重しつつ、公正・透明かつ健全な経営の推進に向けて、コーポレート・ガバナンス体制を実現することを重要な経営課題のひとつとして位置づけており、その実現に向け、組織体制等を整備し、健全な経営システムを構築していくことが不可欠であると考えております。

こうした認識の下、当社は、会社業務の適正な運営、業務の改善、財産の保全並びに経営上の意思決定を迅速に行うため、取締役会及び監査役会の充実を図るとともに、内部牽制機能の充実並びにコンプライアンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
福岡商事株式会社	880,000	14.43
株式会社麻生	400,000	6.56
株式会社トクヤマ	400,000	6.56
明治安田生命保険相互会社	325,000	5.33
株式会社福岡銀行	222,000	3.64
株式会社鹿児島銀行	195,000	3.19
株式会社西日本シティ銀行	160,000	2.62
株式会社佐賀銀行	130,000	2.13
リックス株式会社	112,000	1.83
ヤマウ従業員持株会	102,000	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉岡 東	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉岡 東		当社との利害関係はありません。	社外の視点を入れた独立公平な第三者としての意見を述べるとともに、取締役会の一員として客観的な立場から経営判断を行うなど、経営の監督機能強化を図る。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から会計監査の内容について十分な説明を受けたり、適時会計面でのアドバイスを受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図っております。

また、内部監査を行う部門として業務監査部を設置して業務監査、会計監査及び社長特命による監査などの内部監査を随時実施し、内部牽制機能の充実を図るとともに、その実施状況について速やかに監査役会に報告する体制を確立するなどの連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長野 統一	他の会社の出身者													
右田 國博	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長野 統一		株式会社富士ピー・エス 特別顧問 当社との利害関係はありません。	客観的な視点から、透明性の高い公正な経営監視体制の確立を図る。
右田 國博		当社独立役員	客観的な視点から、透明性の高い公正な経営監視体制の確立を図る。 同氏は、当社との間に特別な利害関係がなく経営陣から著しいコントロールを受ける恐れもないことから、一般株主保護の立場をとれる役員として適任であると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

報酬総額:年100百万円以内

発行又は処分される当社普通株式の総数:年50千株以内

譲渡制限期間:1年間から5年間までのうち取締役会が定める期間

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

有価証券報告書及び事業報告において、全取締役の支給人員、支給総額を開示しております。平成29年度における取締役に対する報酬等の額については、支給人員は10名、支給総額は171,400千円(役員退職慰労引当金繰入額27,721千円を含む)であります。なお、平成29年度における社外取締役に対する報酬等の額については、支給人員は上記10名のうち1名で、支給総額は上記171,400千円のうち、3,500千円(役員退職慰労引当金繰入額500千円を含む)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役を補佐すべき専従スタッフはおりませんが、要請があれば必要に応じて業務補助を行うスタッフを配置いたします。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
伊佐 宇為彦	顧問	社長等からの諮問に対する助言	非常勤 報酬有	2003/03/31	任期の定めはありません。

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新**

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役制度を採用しております。当社における企業規模や事業領域より、最適な形態であるとの認識から本制度を採用しております。

【業務執行】

取締役会を経営における意思決定機関であると同時に業務執行に関する監督機関と位置づけ、毎月開催する取締役会や臨時取締役会により経営に関する重要事項の審議、決議を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。又、経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年に短縮するとともに、執行役員制度の導入により経営責任と業務執行責任の明確化を図っております。

取締役会へ上程する案件の整理・審議を行う「経営会議」、経営全般に亘る様々な課題についての検討・審議を行う「本部長会議」を設置し、それぞれ月2回開催しております。「経営会議」は、取締役及び執行役員で構成し、「本部長会議」は、管理本部長、営業本部長、製造本部長及び技術本部長の4名で構成しています。「本部長会議」では経営の方向性の検討、日々の経営課題の解決、将来に対する経営課題の抽出及び対応等について全体最適の視点から迅速に検討し意思決定を行っております。

【監査・監督】

内部監査につきましては、業務監査部を設置して業務監査、会計監査及び社長特命による監査などの内部監査を随時実施し、内部牽制機能の充実を図っております。

監査役監査につきましては、常勤監査役を中心に取締役会などの重要会議に出席し、取締役とは職務を異にする独立機関であることを十分に認識して積極的に意見を表明しており、十分な経営チェックが行える体制が整っております。

また、監査契約を行っている新日本有限責任監査法人と監査役会及び業務監査部との連携にも十分に留意しております。

【会計監査の状況】

独立監査人の状況

業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員 山本 操司

業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員 洪田 博之

所属する監査法人名 新日本有限責任監査法人

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しております。社外取締役は、社外の視点を入れた独立公平な第三者としての意見を述べるとともに、取締役会の一員として客観的な立場から経営判断を行うなど、経営の監督機能強化の観点から有効な役割を果たしています。また、社外監査役は、客観的かつ公正な立場から経営の監視を行うなど、監査体制強化の観点から有効な役割を果たしていることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.yamau.co.jp/ 「IR情報」において、決算短信、適時開示資料並びに事業報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名:財務経理部 IR担当役員 :取締役常務執行役員管理本部統括 中村和義	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社の様々なステークホルダーの皆様とのコミュニケーションツールとして、ホームページを重要なものと位置付けております。当社ホームページでは、株主様、債権者様向けの決算情報や適時開示情報などのIR情報の提供のほか、役所、設計コンサルタント等向けに当社製品の図面データのダウンロードサービスを行っております。又、お問い合わせフォームによりカタログ請求や各種お問い合わせ、ご要望、苦情等を24時間受け付けるなど当社のステークホルダーの皆様の利便性の向上を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムに関し、下記の基本方針に基づき整備することとしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念及び行動基準について定めている「ヤマウフィロソフィ」及び法令遵守、社会倫理の遵守を定めた「コンプライアンスマニュアル」に基づく企業活動により、コンプライアンス体制を確立する。

その徹底を図るため、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する部署を設置し、同部署を中心に役員教育等を行う。

又、内部通報制度を確立し、問題点、問題行動の早期発見を実現する。なお、内部通報者に関しては秘匿扱いとし、人事考課等で不利益な扱いは行わないものとする。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する部署及び責任者を任命し、文書管理規定に基づき職務執行に係わる情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する体制を確立する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他体制

リスク管理規程を策定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確立する。又、内部監査部門が部署ごとのリスク管理状況を監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、職務分掌に基づき、それぞれの職務を執行するものとし、業務執行上委任された決定事項については、職務権限規程に基づき必要な決定を行い、推進するものとする。又、随時発生する経営課題の解決を図るなど全社的な業務の効率化を実現するために本部長会議を開催するものとする。

5. 企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する統括部署を設置するとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を確立する。なお、当社は、グループ各社において法令遵守体制を確立できるよう推進し、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

6. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制及びその独立性に関する事項

監査役からの要請があれば、必要に応じて監査役の業務補助を行うスタッフを配置する。

当該監査役補助スタッフは、監査役の指示・命令に従うものとする。又、人事については取締役と監査役が意見交換を行う。

7. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役会への報告に関する体制

取締役は、法令で定められた事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況について速やかに監査役に報告する体制を確立する。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する。

8. その他監査役が監査が実効的に行われていることを確保するための体制

常勤監査役が取締役会などの重要会議に出席し、取締役とは職務を異にする独立機関であることを十分に認識して積極的に意見を表明できる体制を整備するとともに、取締役、使用人は、監査役から事実関係について説明を求められ、書類の閲覧を求められた場合には、これに協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、グループ会社に適用する行動規範である「コンプライアンスマニュアル」に則り、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、介入の余地を与えてはならないことを基本姿勢としております。又、反社会的勢力の介入があった場合には、直ちに上司及び関係部署に報告を行い、迅速かつ組織的な対応を図ることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、健全な経営の推進に向けて、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を重要な経営課題と認識し、経営の効率化、透明性の確保の2つの観点から施策の推進に努めております。

